

・ みえ森と緑の県民税条例	1
・ みえ森と緑の県民税基金条例	2
・ みえ森と緑の県民税評価委員会条例	3
・ みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い	4
・ みえ森と緑の県民税第3期制度	5
・ 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方	24
・ 令和7年度第4回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録	32

みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日

三 重 県 条 例 第 十 号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵（かん）養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三 重 県 条 例 第 九 号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第 七十九 号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みえ森と緑の県民税評価委員会の開催に関する取扱い

みどり共生推進課

(趣旨)

第1条 社会的情勢等により、委員がみえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）に出席できない場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(書面による審議)

第2条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、委員長が認めた場合は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第六条の規定による議決権を書面（電磁的記録によるものを含む。）により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は、委員会に出席したものとみなす。

(ウェブ会議システム等の利用による会議の開催等)

第3条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(雑則)

第4条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要領は令和3年2月8日から施行する。

みえ森と緑の県民税第3期制度

令和5年10月20日

1. はじめに

県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

平成30年度末には、税導入から5年が経過することから、第1期（平成26年度から平成30年度）の取組状況について評価・検証したうえで必要な見直しを行い、第2期（令和元年度から令和5年度）対策として、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に基づく5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施してきたところです。

こうした中、令和5年度末には税導入から10年が経過することから、みえ森と緑の県民税条例附則第5項の規定に基づき、第2期の取組状況について評価・検証したうえで、第3期（令和6年度から令和10年度）に向けて必要な見直しを行います。

2. 第2期の取組状況

第2期の取組については、みえ森と緑の県民税条例およびみえ森と緑の県民税制度案（平成30年8月）に基づき、2つの基本方針のもと5つの対策（土砂や流木による被害を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んでいます。また、「市町交付金事業」により、市町において地域の実情に応じた創意工夫のみられる取組が実施されています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の実績 (千円)	市町の実績 (千円)	合計 (千円)	割合 (%)
基本方針1 災害に強い森林 づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	1,851,288	766,308	2,617,596	61.6
	2. 暮らしに身近な森林づくり	—	712,726	712,726	16.8
	小 計	1,851,288	1,479,034	3,330,322	78.4
基本方針2 県民全体で森林 を支える社会づ くり	3. 森を育む人づくり	161,515	87,367	248,882	5.8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	93,035	349,716	442,751	10.4
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	58,119	170,786	228,905	5.4
	小 計	312,669	607,869	920,538	21.6
小 計		2,163,957	2,086,903	4,250,860	100
制度の運営に必要な経費				33,977	—
合 計				4,284,837	—

※事業費については、R元～R4までの実績を合算

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題

(対策1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり)

[取組状況]

土砂や流木による被害を出さない森林づくりを進めるため、県では、

- ・ 流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある溪流沿いの一定幅の森林における、流木や土砂の流出に対する緩衝機能を高める森林整備等の実施とその効果検証（災害緩衝林整備事業）
- ・ 溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木の搬出・処理（土砂・流木緊急除去事業）
- ・ 効率的な森林管理や災害発生の危険性の高い地域等の客観的な把握等を目的とした、航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析（森林情報基盤整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、県と連携して、

- ・ 県が実施する災害緩衝林整備事業の整備箇所の周辺森林ほか、環境林や特定水源地域に指定されている森林における、流域の防災機能を強化することを目的とした間伐等の森林整備（流域防災機能強化対策事業）
- ・ 健全な森林の造成・保全を目的とした獣害防止施設の整備等に対する支援（森林再生力強化対策事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・ 県の事業を補完する河川沿いの枯損木等の伐採・搬出など、土石流等の被害を軽減する森林の整備に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害緩衝林整備事業】

事業費	実施箇所数	危険木等除去堆積	調整伐面積
1,370,783 千円	122 箇所	12,547m ³	465.4ha

【土砂・流木緊急除去事業】

事業費	実施箇所数	土砂撤去堆積	流木撤去堆積
165,628 千円	11 箇所	18,608m ³	132m ³

【森林情報基盤整備事業】

事業費	航空レーザ測量及び解析
314,877 千円	187,112ha

【流域防災機能強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	整備面積
594,274 千円	13 市町	1,336.1ha

【森林再生力強化対策事業（市町交付金（連携枠））】

事業費	実施市町数	獣害防止施設等整備延長
70,929 千円	9 市町	107,140m

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
土石流等の被害を軽減する森林の整備	101,104 千円	5 市町

（取組事例）

- ✓ 県事業の対象とならない箇所において、山間部溪流沿いや人家に近い河川沿いの危険な倒木・流木を伐採・除去（溪流外に搬出）することで、自然災害の軽減を図った。
- ✓ 県事業で対象とならない箇所において、河川沿いの枯損木等を伐採・搬出し、流木被害の軽減を図った。

〔課題〕

- ・日本各地で豪雨被害が発生している中、幸い本県では大きな被害は発生していないものの、深層崩壊等が発生した場合は、森林の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、引き続き、県民税を活用した取組と併せて、治山ダムの設置など他の取組とも連携して、災害に強い森林づくりの実現に向けて、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 2 も同様）。
- ・航空レーザ測量の実施により得られたデータ等を活用し、災害発生危険性の高い地域等の客観的な把握を進める必要がある。
- ・県が実施している災害緩衝林整備事業と市町が実施している流域防災機能強化対策事業について、実施箇所が近接していることから、一体的に整備を実施するなど効率的な事業の実施について検討する必要がある。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

暮らしに身近な森林づくりを進めるため、市町では、県やライフライン事業者と連携して、

- ・台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採（災害からライフラインを守る事前伐採事業）

に取り組むとともに、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自治会等が行う里山整備に対する支援など、荒廃した里山や竹林の再生
- ・集落や通学路沿いの森林における危険木の伐採など、集落周辺の森林の整備（危険木伐採）
- ・森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費に対する支援など、木質バイオマスの活用
- ・松林を保全するための薬剤の樹幹注入や地上散布など、海岸林の整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【災害からライフラインを守る事前伐採事業（市町交付金（防災枠））】

事業費	実施市町数	伐採本数
42,786 千円	10 市町	8,890 本

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
荒廃した里山や竹林の再生	88,526 千円	11 市町
集落周辺の森林の整備 (危険木伐採)	392,017 千円	18 市町
木質バイオマスの活用	87,435 千円	3 市町
海岸林の整備	61,926 千円	6 市町

(取組事例)

- ✓ 地域住民の主体的な参加のもと、自治会等が行う地域や生活に密着した緑の環境づくりや里山・竹林の再生活動を支援することで、身近な里山環境の整備と森を支える社会づくりの意識醸成を図った。
- ✓ 集落周辺や通学路等に近接する森林において、危険木の伐採・除去を実施し、暮らしに身近な森林を整備することで、生活環境の保全や暮らしの安全性の向上を図った。
- ✓ 森林内に放置されている未利用間伐材の搬出・運搬経費を支援することで、森林所有者による木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の活用と身近な森林の健全化を図った。
- ✓ 松林の公園や景勝地にある松に薬剤を樹幹注入することで、森林病虫害の被害から松を守り、景観の維持を図った。

[課題]

- ・災害からライフラインを守る事前伐採事業について、第2期の途中（令和2年度）から創設した事業であるため、位置付けを再検討するとともに、取組の拡大が必要である。
- ・道路沿いの危険木の伐採等について、本税の主旨との関連性に十分留意する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)

[取組状況]

森を育む人づくりを進めるため、県では、

- ・学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営による、森林教育や森づくり活動に対する広域的・総合的なサポート、指導者の養成やその活躍の場の提供、小中学校等における森林教育の出前授業の実施（みえ森づくりサポートセンター運営事業）
- ・小学校向け森林教育プログラムの検討や大人向け森林教育プログラムの開発、木製遊具や玩具に触れ合える常設型の森林教育施設（みえ森林教育ステーション）の認定（森林教育体制整備事業）
- ・森林をフィールドとして子どもたちが仲間とともに主体的に学ぶプログラム（自然環境キャンプ）の作成（みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・保育所や小学校における丸太切り体験や箸づくり、小学校教室の木質化と併せた森林教育、大人を対象とした林業体験など、学校等における森林教育の実施

に取り組みました。

【各事業の実績】（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森づくりサポートセンター運営事業】

事業費	区分	実施回数	延べ参加人数等
119,083 千円	指導者養成講座	38 回	466 人
	学校教職員森林環境教育研修	4 回	56 人
	出前授業	58 回	小学校 45 校（延べ） 中学校 12 校（延べ）
	森の学校	85 回	2,558 人

【森林教育体制整備事業】（令和3年度～令和4年度の実施）

事業費	区分	回数・箇所数	延べ参加人数等
14,940 千円	森林教育プログラムの実践講座等の開催	11 回	134 人
	森林教育ステーションの認定	14 箇所	52,812 人

【みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業】（令和元年度～2年度の実施）

事業費	自然環境キャンプの実施回数	自然環境キャンプの参加人数
5,596 千円	7 回・26 日間	延べ 119 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
学校等における森林教育の実施	87,872 千円	23 市町

（取組事例）

- ✓ 町内の保育園や小学校において、丸太切り体験や箸づくりなどの森林教育を実施することで、森林に理解のある人づくりを進めた。
- ✓ 市内小学校において、地域の森林・林業関係者を講師に招き、森林のはたらきや大切さ、生活で使われる木材について学んでもらうことで、森林や木材に対しての理解を深め、自然を大切にする心を育む人づくりを進めた。
- ✓ 地域の木材を利用した小学校教室等の木質化と併せて、森林環境の保全や森林整備についての森林教育を行うことで、木材の利用や森林づくりへの理解を深めた。
- ✓ 竹を町の地域資源として見つめ直し、工具の貸し出しによる竹あかりを自宅で製作する機会の提供や竹あかりの展示イベントなど、竹を活用したイベントを展開することで、竹林の活用や竹を通じた住民交流、竹に関する知識と理解の促進を図った。
- ✓ 一般（大人）の方を対象に、間伐や集材、木工などの林業体験を実施することで、森林や林業について現場での体験を通して正しく理解してもらい、森林に携わる人材の育成を図った。

〔課題〕

- ・森林づくりに関する県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える人が多い傾向があるなど、県民全体で森林を支える社会の実現に向けて森林教育の取組は非常に重要であることから、引き続き、令和 2 年 10 月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、長期的・継続的に取組を進める必要がある（対策 4、5 も同様）。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、体系的な事業の実施が必要であるほか、事業の成果や効果を可視化し、積極的に発信することが必要である。
- ・育成した森林教育指導者の活動状況の把握や活動機会の確保など、フォローアップする仕組の構築が必要である。

(対策4：森と人をつなぐ学びの場づくり)

[取組状況]

森と人をつなぐ学びの場づくりを進めるため、県では、

- ・三重県民の森における、森林教育実践フィールドや木製遊具・玩具に触れ合える常設型の森林教育施設の整備（森林教育施設整備事業）

に取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・小学校における学校林の環境整備や保育園等への木製玩具や木製遊具の導入など、森林教育が行える場の整備
- ・公共施設への木製品導入など、多様な主体が森林や木材とふれあう場の創出

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林教育施設整備事業】

事業費	三重県民の森みえ森林教育ステーションの利用者数
93,035 千円	11,918 人

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林教育が行える場の整備	209,661 千円	21 市町
多様な主体が森林とふれあう場の創出	146,933 千円	12 市町

(取組事例)

- ✓ 小学校敷地内の雑木林において、歩道やフェンスなど子どもたちが安心安全に学習できる環境と併せて、マップや樹木札の設置など子どもたちが自発的に学習できる環境を整備することで、里山林の維持管理など自然の大切さを学ぶ場を整備した。
- ✓ 保育園等において、木製玩具等の導入と木製遊具の組み立て体験を行い、園児たちが日頃から木材や木製品とふれあう環境を創出することで、木への親しみや木の文化への理解を深めた。
- ✓ 町内の公園施設のカフェにおいて、県産材のテーブル・椅子を導入し、公園利用者が気軽にくつろぎながら木にふれあえる機会を創出した。

[課題]

- ・整備した施設は効果的に活用することで事業目的が達成されるため、事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、事業の成果や効果を可視化して積極的に発信するなど幅広く活用されるよう取り組む必要がある。
- ・施設の木造・木質化や木製品の導入については、木材利用の価値や魅力を実感できるような工夫が必要であるとともに、森林づくりとのつながりが受益者に伝わる取組を徹底する必要がある。

(対策5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、県では、

- ・地域の NPO や団体、市町等との連携による、自然公園の園地や自然歩道等を活用した森林教育のイベントやガイドツアー等の実施とイベントと併せて行う歩道整備や転落防止策の修繕等の環境整備（森林とふれあう自然公園環境整備事業）
- ・生物多様性の推進に必要な基礎的な情報収集とその周知や、自然環境保全団体や専門家と協力した自然環境保全活動の促進（生物多様性推進事業）

などに取り組みました。

また、市町では、地域の実情に応じて創意工夫した取組として、

- ・自然公園における歩道整備や森林公園におけるボランティアによる環境整備など、森林の総合利用のための整備

に取り組みました。

[各事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【森林とふれあう自然公園環境整備事業】

事業費	自然観察ツアー等の実施回数	自然観察ツアー等の参加人数
21,418 千円	30 回	721 人

【生物多様性推進事業】

事業費	希少野生動植物種ゾーニングマップ作成
24,565 千円	対象種 2 種（サシバ、ヒメタイコウチ）

【市町交付金（基本枠、加算枠）事業】

カテゴリー	事業費	実施市町数
森林の総合利用のための整備	170,252 千円	18 市町

(取組事例)

- ✓ 自然公園の園地において、多くの方が散策やウォーキングに訪れる展望台へとつながる遊歩道を改修整備することで、森林や緑と親しむ環境の向上を図った。
- ✓ 市民の憩いの場である森林公園などにおいて、地域住民などのボランティアにより、公園内の倒木等の整理などを実施することで、住民の森林や緑に対する理解をさらに深めるとともに、自然に親しむ豊かな生活環境を創出した。

[課題]

- ・過去に整備した施設等について、老朽化等が課題となっていることから、森林教育等のフィールドとして安心安全に有効活用するため、森林教育等の実施と併せた再整備が必要である。
- ・事業の目的や効果に対する達成度を示すなどの工夫とともに、情報発信の強化が必要である。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行うとともに、県民税を活用した事業結果等について調査・審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」の運営を行いました。

また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、

- ・成果報告会の開催と成果報告書の作成
- ・県民税のリーフレットなど普及啓発物品の作成・配布
- ・ホームページや県広報誌、テレビ CM、ラジオ CM、映画館での CM（シネアド）、YouTube における動画広告など多様な媒体を活用した周知活動

などに取り組みました。

[事業の実績]（令和元年度～令和4年度の合算）

【みえ森と緑の県民税制度運営事業】

区分	事業費	実績
評価委員会の運営	33,977 千円	13 回
普及啓発物品等		ポスター：2,850 部 チラシ：22,000 部 リーフレット 34,000 部 成果報告書：4,400 部 クリアフォルダ：28,000 枚 シール：17,000 枚
周知活動		テレビ CM（三重テレビ）：放送回数 94 回 ラジオ CM（FM 三重）：放送回数 74 回 映画館での CM：延べ 15 箇所、放映回数 9,516 回 YouTube 動画広告：視聴回数 176,774 回

[課題]

- ・県民税の認知度について、e－モニター制度を活用したアンケートでは 30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では 19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動の実施が必要である。
- ・第2期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要がある。

3. みえ森と緑の県民税制度の継続

無作為に抽出した県民の皆さん 5,000 人を対象とした「三重の森林づくりに関する県民意識調査^{※1}」（以下、「県民意識調査」という）では、第 3 期も県民税を活用した取組を継続することについて、88%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見であり、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の継続的な実施が望まれていることが明らかになりました。

これらのうち、「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組み、毎年度約 30 箇所の災害緩衝林を整備するとともに、第 2 期から新たに、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することなどを目的とした、航空レーザ測量を活用した森林情報の整備を実施しました。また、市町が主体となって、集落周辺や通学路沿いの危険木の伐採やライフラインを寸断する恐れのある危険木の事前伐採、荒廃した里山の整備など、「暮らしに身近な森林づくり」に取り組みました。

こうした中、台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生しているとともに、大規模地震時の斜面崩壊に伴う土砂ダムの形成も懸念されており、「災害に強い森林づくり」の必要性は依然として高い状況にあります。

また、航空レーザ測量の解析結果から、流木発生の危険性の高い箇所の抽出等^{※2}を進めており、今後はこうした解析結果も活用して、緊急度の高い箇所を優先しながら、継続して災害緩衝林の整備など「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に取り組む必要があります。また、中山間地域の高齢化や林業の担い手不足などにより、地域の身近な森林の整備など「暮らしに身近な森林づくり」が依然として課題となっています。

一方、「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、「森と人をつなぐ学びの場づくり」、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に取り組み、森林教育の輪が広がるとともに、森林や木材とふれあう場や機会が増加しました。

県民意識調査の結果では、子どもの頃に森林とふれあう機会が多かった人ほど、森林に積極的に関わっていきたいと考える傾向にあることが明らかとなり、県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、森林教育をはじめとした森林や木材にふれあい・学ぶ機会の増加に向けた取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であると考えられます。

こうしたことから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を引き続き進めていく必要があるため、必要な見直しを行いつつ、県民税制度を継続することとします。

※1 ・令和 4 年 7 月～8 月に実施

- ・調査には令和 6 年度から国の森林環境税（個人年額 1,000 円）が導入される旨を明記
- ・2,278 件の回答があり、回収率は 45.6%

※2 ・航空レーザ測量実施済箇所の解析結果等から流木発生の危険が高い箇所の抽出を行ったところ、県内全域で約 1,500 流域が流木発生の危険がある流域として推定される。一方、災害緩衝林の整備は平成 26 年度からの 10 年間で 300 箇所（予定）に留まっている。

4. 第3期（令和6年度～10年度）の制度に関する基本的な考え方

県民意識調査や市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) みえ森と緑の県民税のしくみ

① 2つの基本方針及び5つの対策

- ・2つの基本方針については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第3期も県民税を活用した取組を継続することに賛成する理由について、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」には、長期的・継続的に取り組んでいくべきとの意見が最も多くあったことから、継続することとします。
- ・5つの対策については、多くの市町や林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見であったほか、県民意識調査においても、第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見であったことから、継続することとします。

② 税率・課税方法等

- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

③ 県による基金の設置

- ・「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなり、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置し、一般財源と区分することとします。

④ 評価委員会の設置

- ・第三者による評価の結果を基に事業の適切な実施やブラッシュアップを図るため、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定するとともに、この条例に基づく「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

平成31年3月に改定した「三重の森林づくり基本計画2019」では、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、県民税を活用した事業も位置付けて、設定した数値目標の達成に向けて取り組むとともに、毎年度、その実施状況を取りまとめて公表していくこととしています。

(3) 国の森林環境譲与税との関係

国の森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、令和元年度に創設されました。

県では、平成31年2月13日付けで、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え

方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の使途を棲み分けて、双方を有効に活用しています。

具体的には、「みえ森と緑の県民税」は 2 つの基本方針である「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に沿った施策に活用し、「森林環境譲与税」は「森林経営管理法」に基づき実施する森林整備をはじめ、林業の人材育成や担い手の確保、木材利用の促進などの林業振興施策を中心に活用しています。

今後も、両税の使途を棲み分けながら、両税を有効に活用して森林・林業施策を進めていくこととします。

(4) 全国植樹祭の開催に向けた取組

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、全国各地から緑化関係者等の参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、毎年各地で開催されている国民的行事（四大行幸啓）であり、県では、令和 13 年の招致を表明しているところです。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、開催に向けた気運醸成と必要な経費の積立に取り組むこととします。

(5) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

税導入の趣旨や他の財源との棲み分けの必要性をふまえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、引き続き、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2 つの基本方針と 5 つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる内容であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた内容とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする内容でないこと。

5. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組状況をふまえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そうした森林づくりを県民全体で支える社会づくりを進める施策の継続が必要であることから、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）に基づく5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を山腹の土砂止めとして有効活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。 ⑤ 森林の機能を維持するための更新対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施するとともに、森林の機能を早期に発揮させるための対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業

2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林整備 ライフライン周辺や人家裏、通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止や津波対策等のため、海岸林造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業
-----------------	---	---

②. 基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林教育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。 ② 森林教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林教育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。 ③ 学校等における森林教育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林教育や野外体験保育等の活動を実施するとともに、大人や企業等を対象として森林教育を展開する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林教育が行える場の整備 森林教育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。 ② 多様な主体が森林や木材について学び・ふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林や木材について学び・ふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 また、令和 13 年の招致を表明している全国植樹祭を見据え、県民をはじめ多様な主体による森林づくり活動の促進やネットワークづくり、森林や木材に親しんでもらうイベントの開催などにより、気運の醸成を進める。 等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業

5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。 ① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備や老朽化した既存施設等の再整備を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 ③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業
--------------------	--

③. その他

その他	① みえ森と緑の県民税制度の運営 みえ森と緑の県民税評価委員会の運営のほか、制度や使途の周知など、税制度の運営に必要な取組を実施する。 ② 全国植樹祭の開催に向けた基金積立 県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献するものであることから、令和13年の招致を表明している全国植樹祭の開催に必要な経費の積立を実施する。
-----	---

(2) 必要となる経費

令和6～10年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	26.9	55.2
	2. 暮らしに身近な森林づくり	9.9	20.3
	小 計	36.8	75.5
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	3.5	7.2
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	5.1	10.5
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	3.3	6.8
	小 計	11.9	24.5
小 計		48.7	100
共通経費（災害対応予備費、評価委員会の運営等）		1.3	—
全国植樹祭に向けた基金積立		5.0	—
合 計		55.0	—

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①市町交付金制度

これまで、市町交付金制度を活用し、地域の実情に応じて創意工夫した様々な事業が県内全域で展開され、令和元年度から4年度までに449事業が実施されました。また、第2期では、県と市町が連携して、流域の防災機能を高めるための面的な森林整備や獣害対策に取り組んだほか、ライフライン事業者とも連携して、ライフライン周辺の危険木の事前伐採を実施しました。このように、この制度は「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に向けては、引き続き、地域に密着した市町の取組と併せて、県と市町が連携して課題解決に取り組む必要があることから、必要な見直しを講じたうえで、引き続き市町交付金制度を実施します。

②県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で、効果的・効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分は5:5を基本としつつ、市町からの要望に基づいた柔軟な配分を行います。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として配分の上限額を設定したうえで、市町からの要望に基づいて配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分する「連携枠」を設けます。

基本枠	市町からの要望に基づいて、必要な規模を配分します。 ※均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分の上限額を設定します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策、ライフライン周辺の危険木の事前伐採など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの申請に応じて配分します。

6. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民の皆さんが受けていることから、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために必要な費用について、県民の皆さんに幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している全ての府県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	【個人】＜納税義務者数約 93 万人＞ 1 月 1 日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 【法人】＜約 4 万法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人												
税率（年額）	【個人】1,000 円 【法人】現行の均等割額の 10%相当額（2,000～80,000 円） （現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (資本金等の額の区分)</th><th>税 率 (年 額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 千万円以下</td><td>2,000 円</td></tr> <tr> <td>1 千万円超 ～ 1 億円以下</td><td>5,000 円</td></tr> <tr> <td>1 億円超 ～ 10 億円以下</td><td>13,000 円</td></tr> <tr> <td>10 億円超 ～ 50 億円以下</td><td>54,000 円</td></tr> <tr> <td>50 億円超</td><td>80,000 円</td></tr> </tbody> </table> 【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。	区 分 (資本金等の額の区分)	税 率 (年 額)	1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超 ～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超 ～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超 ～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超	80,000 円
区 分 (資本金等の額の区分)	税 率 (年 額)												
1 千万円以下	2,000 円												
1 千万円超 ～ 1 億円以下	5,000 円												
1 億円超 ～ 10 億円以下	13,000 円												
10 億円超 ～ 50 億円以下	54,000 円												
50 億円超	80,000 円												
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税義務者</th><th>税収（年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td><td>9 億 1 千万円</td></tr> <tr> <td>法人</td><td>1 億 9 千万円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>11 億 0 千万円</td></tr> </tbody> </table>	納税義務者	税収（年度）	個人	9 億 1 千万円	法人	1 億 9 千万円	計	11 億 0 千万円				
納税義務者	税収（年度）												
個人	9 億 1 千万円												
法人	1 億 9 千万円												
計	11 億 0 千万円												

徴収方法	【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入
税収の使途	「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進する施策に充てる。
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて、使途を明確化する。
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。

7. 使途の明確化（基金積立）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、超過課税相当分を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

8. 制度や使途の周知

税導入から 10 年が経過する中、県民意識調査の結果では、税の認知度は 19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる周知とともに、事業の成果や効果の発信と併せて、森林の大切さや木材の利用意義について伝えていくことが必要です。また、令和 13 年の招致を表明している全国植樹祭に向けた気運醸成が必要であり、こうした取組と併せて情報を発信していくことも重要です。

こうしたことから、例えば、

- ・さまざまな媒体を活用した広報活動
- ・自然体験に関心のある方などにターゲットを絞った情報発信
- ・事業の地元説明会などの開催を通じた周知活動
- ・全国植樹祭に向けた気運醸成と併せた発信
- ・森林や木材に親しんでもらうイベントの開催

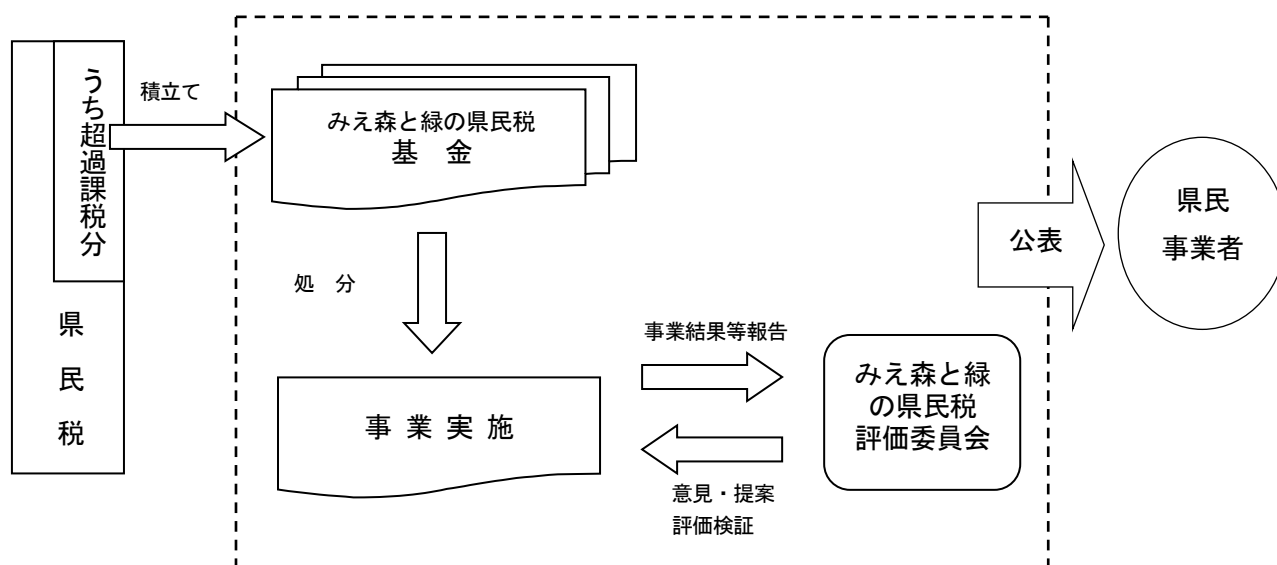
など、これまで以上に取組を強化し、市町や林業関係者とも連携しながら、税の制度や使途の周知はもちろん、事業の成果や効果とともに、森林の大切さや木材の利用意義について発信していきます。

また、森林環境譲与税と棲み分けて活用していることについて、県民の皆さんの理解が得られるよう併せて発信します。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆さんに対して公表します。

<基金積立と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開された段階で、効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

平成 31 年 2 月 13 日

三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方

1 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税（仮称）（以下、「（仮称）省略」）を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・使途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の使途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

・市町は、

① 森林の整備に関する施策

② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

・県は、

① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策

② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策

③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

(1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

(2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

(3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、使途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める使途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、使途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

(4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

・森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進
・県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等
を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の使途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

（５）森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること

により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。（ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。）

4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

(1) 林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の使途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の使途としては適さないと言えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

(3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

(4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備**
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備**

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

(5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

イ 対象業務の委託

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

ウ 新たな組織の設立

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

<参考>森林環境譲与税（仮称）の使途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分		森林環境譲与税（仮称）	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	人工林（天然林）	☐ 市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」） ☐ 市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能 ☐ 経営管理の意向に関する調査 ☐ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	— ◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備 — —
	里山・竹林の整備	☐ 管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	☐ 所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
	危険木の除去	—	☐ 集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保		■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）		☐ 右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進		☐ 地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化		☐ 市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

令和7年度第4回みえ森と緑の県民税評価委員会 議事録

開催日程：令和8年3月23日(月)13時30分から15時まで

開催場所：アスト津 4階 会議室1

出席委員：8名

三田 泰雅	委員長	
池山 敦	副委員長	
石川 知明	委員	※オンライン出席
井野 和正	委員	
木村 京子	委員	
橋本 直行	委員	
林 拙郎	委員	※オンライン出席
森下 ゆう子	委員	

1 開会

2 あいさつ（農林水産部森林・林業分野担当次長）

3 議事

（事務局）

評価委員会の開催は、評価委員会条例において「過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められています。

本日は、オンラインでの出席を含め、委員8名にご出席をいただいていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

評価委員会につきましては、すべて公開で行います。また、評価委員会の資料は、議事録も含めまして、後日ホームページに掲載し、広く公開することといたします。

それでは、議事の進行につきまして、委員長どうぞよろしくお願いいたします。

（委員長）

それでは、評価方法の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

【資料1・2・3に基づき説明】

（委員長）

事務局から、第3回評価委員会におけるさまざまなご意見をふまえた修正案をご提示いただきました。

修正案について、ご質問やご意見などありましたらお願いします。

(委員)

「有効性・有益性」と「公益性」とで評価項目が設けられています。「有益性」は、特定の人が益を受けるイメージ、「公益性」は、社会全体が益を受けるイメージがあるのですが「公益性」の中には「有益性」が含まれないのでしょうか。「公益性」と「有益性」の区別について教えてください。

(事務局)

県と市町は、みえ森と緑の県民税の2つの基本方針の実現に向けて、さまざまな事業を行っています。

「有効性・有益性」においては、みえ森と緑の県民税の2つの基本方針の実現という目的の達成度や成果等について、「公益性」においては、事業の効果が広く県民の皆さんに波及しているかについて、評価していただきたいと考えています。

(委員)

「公益性」の評価の基準にある「不特定多数の県民」といった部分など、細かい文言について分かりにくい点がありますので、議論が必要かと思います。

(委員長)

「公益性」の文言については、私からもコメントしたい点がありますので、後ほど議論できればと思います。

評価の配点や提示方法など、事務局から提案のありました評価方法の大きな枠組みについて、特にご質問、ご意見などありますでしょうか。

【質問、意見なし】

(委員長)

それでは、ループリックにおける評価の基準について、「評価の視点」ごとに確認していきたいと思います。

まず、「有効性・有益性」について、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

【質問・意見なし】

(委員長)

次に「公益性」について、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

(委員)

評価のしやすさの観点から、「不特定多数」「多数」「少数」と段階的に基準を設定しているとは思いますが、特に「不特定多数の県民」という言葉に違和感があります。表現の仕方については、議論して決めていければと思います。

（委員長）

「公益性」について、県民の数で測っていく方法もあるかと思いますが、客観的に評価するのは難しいところがあります。直接的な事業効果については、先ほどの「有効性・有益性」で評価し、「公益性」においては、波及効果の大きさに焦点を当てた評価とした方が客観的に評価でき、実施主体と評価委員との間での認識の齟齬も起こりにくいのではないかと思います。

（委員）

ループリックを作成するメリットは、評価者の立場としては、評価基準が明確になり評価がしやすくなること、被評価者の立場としては、評価基準が共有されることで、どのような事業が評価されるのかが明確に把握できることだと思います。

「有効性・有益性」については、「目的が達成されているか」と「県民にとって有益であるか」の2つの問いが入っているので、「目的が達成されていないけれども県民に有益な事業」があった場合、評価がしにくいのではないかと思います。

「公益性」は、評価の基準に多く書きすぎている感じがありますので、「県民の数」での評価か、「波及効果の大きさ」での評価かを、いずれかに絞った方が分かりやすいと思います。

（委員長）

この点につきまして、事務局からご回答ありましたらお願いします。

（事務局）

例えば、イベントを開催する場合、参加人数を絞って内容の濃い良いイベントを行うこともあると思います。その場合、参加人数での評価でなく波及効果をふまえて評価するべきと考えています。

「公益性」の評価の基準については、波及効果の大きさに焦点を置いた表現に改めさせていただきたいと思います。

（委員長）

その他「公益性」について、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

【質問・意見なし】

（委員長）

次に、「持続性」について確認をお願いします。ご質問、ご意見などありますでしょうか。

（委員）

評価が最も良い「4」の評価の基準は、「複数の効果的な取組が行われている」となっています。複数の効果的な取組が行われている事業の模範的な例をお示しください。

（事務局）

例えば、危険木伐採では、樹木伐採に伴う山地災害を防止するための伐採方法の工夫、里山整備では、現地に合った森林施業の工夫や、長期的な整備計画の策定などが考えられます。

（委員長）

今の説明でしたら、「効果的な取組」というよりは、「事業の中で複数の工夫が行われている」といった表現がよいのではと感じました。

（委員）

「複数」のカウントの仕方も難しいと感じました。「複数」という数に重きを置いた表現ではなく、「特に」など「複数」の取組も包含するような表現にして、複数の効果的な取組に加え、1つの非常に効果的な取組も評価できる取扱いとしてはいかがでしょうか。

（委員長）

「特に」という表現に修正をお願いします。「特に効果的な…」としますと、例示がないと、一見「有効性・有益性」と重複しているように受け取られてしまう可能性があります。事業の中で、効果を高めるための取組、工夫が行われていた場合評価が高くなるということが明確に分かるよう、表現を修正していただければと思います。

次に、「妥当性」について確認をしていきます。先ほども話題に挙がりましたが、評価が最も良い「4」の評価の基準については、「持続性」と同様、「複数の」を「特に」としてもよいかと思います。

また、「事業」や「取組」など評価の表に出てくる用語の意味が明確になると、実施主体や評価委員の混乱もないかと思います。

（委員）

「有益性」は事業目的が県民にとって有益であるか、「有効性」は、有益な事業目的を達成するための手段が有効であるかというように理解しています。

「妥当性」の説明には、「地域の実情や状況変化に応じた取組が行われているか。」とありますが、これだと「対応力」や「柔軟性」といった表題にした方がよいのではと感じます。

事業効果の発現に向けて行うことは「妥当性」だと思いますが、「有効性」と重なるような気がします。「有効性」と「妥当性」の区別の明確化が必要かと思っていますので、検討いただきたいと思います。

（事務局）

「妥当性」においては、地域の声や状況変化に柔軟に対応しながら、事業をより良くしていく工夫がなされているかについて評価していただきたいと考えています。「ODA評価ガイドライン」において、状況の変化に応じて対応し続ける度合いとして「妥当性」が設定されており、そちらを参考にしています。

（委員長）

目的に対する妥当性というよりは、手段の妥当性といったところかと思います。おそらく「妥当性」という言葉だけ見ると、目的の妥当性と受け取られる可能性がありますので、補足等を入れていただくとよいかと思います。

（委員）

「妥当性」については、「必要性」や「適切性」といった意味を含んでいると思っていますので、そのような観点についても、ご理解いただければと思います。

（委員長）

「妥当性」という言葉に込められた含意については、事務局において、説明資料等に明記していただければと思います。

次に、「情報発信」のうち「発信方法」について、ご確認をお願いします。

一点確認ですが、「2点」の評価の基準にある※の注意書きは、どのような意味があるのか教えてください。

（事務局）

山中におけるのぼりの掲示や、ポスター・ロゴマークの提示については、これまでも委員の皆さまから効果を疑問視するご意見をいただきましたので、このような発信方法だと2点である旨を明確にお示ししたく記載したものです。

（委員）

※の注意書きは、本日の評価委員会のために補足していただいているのではなく、実際のループリックに記載されるということでしょうか。

（事務局）

実際のループリックに記載する予定としています。

(委員)

そうしますと、他も部分も例示を入れる必要が出てきますので、2点の部分だけ例示があるのも不自然かと思います。

(委員長)

例示については、ここで方針が決定できればと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

発信方法の評価については、委員の皆さまによって感じ方が違い、評価が異なってくることもありますので、※の注意書きを含め、例示については記載しない方向で進めていきたいと思っています。

(委員長)

それでは、※の注意書きは削除の方向でお願いしたいと思っています。

備考欄に、例が示されていますが、これはどういった意味で記載されているのでしょうか。

(事務局)

効果的な方法の例をお示ししており、これらが複数行われていると評価が4点となります。

(委員長)

例えば、SNSで発信すると、インターネットとSNSで複数となり4点という捉え方もできてしまうような気がします。

(事務局)

先ほど議論しました「持続性」「妥当性」のように、「複数」という数での評価でなく、「特に」などとして「複数」の方法も包含するような表現にさせていただけたらと思います。

(委員長)

事業主体の担当の方が「特に」のイメージを理解し、効果的な発信に取り組んでいただけるような評価にしていく必要があると思います。

事務局として、どのような発信が効果的なのかイメージをお持ちでしょうか。

(事務局)

木製品を導入した場合ならば、保護者向けの学校だよりでの周知、危険木伐採や里山整備ならば、回覧板などを活用した周知など、県民の皆さんが県民税を身近なもの、自分事として捉えられるような情報発信が効果的であると考えています。

(委員)

この項目には、「効果的な方法であるか否か」と、「積極的な発信が行われているか否か」の2つの問いが存在します。例えば、効果的な方法であるSNSで年に1回しか発信していない状況があると評価しにくくなると思います。一番大事なことは、効果的な発信が行われていることで、方法がよいことでもあるし、回数が多いことでもあると思います。問いを一本化して、「特に効果的な発信が行われているか。」としてはいかがでしょうか。

また、これまでの議論から、一番評価の高い「4」において「特に」という文言が多く入ってくると思います。今回案の一番評価の低い「1」にある「特に」という文言については必要ないかと思えます。

(事務局)

いただきましたご意見のとおり、修正したいと思います。

(委員長)

確認ですが、当項目においては、委員が特に効果的な方法だと考えれば評価を高くしてよいということによろしかったでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

次に、「発信内容」についてご確認をお願いします。ご質問、ご意見などありますでしょうか。

(委員)

先ほどの項目は「発信方法」で、今回の項目が「発信内容」ですので、先ほどの項目は「発信方法」に限定しておかないと整合性が取れなくなることを理解しました。先ほどの私の提案はリセットしていただいたほうがいいかもしれません。

(委員長)

項目順について、まず、先に「発信内容」として、効果的なものが伝えられているかどうか、その次に「発信方法」として、発信の手段としてよかったかどうかという順番にしていかがでしょうか。

また、評価の基準について、一番評価が高い「4」では、「県民税の活用や事業実績」「森林への理解醸成に向けた発信」に加え、「丁寧で分かりやすい発信」である必要があります。

事務局は、「森林への理解醸成に向けた発信」と「丁寧で分かりやすい発信」ではどちらが重要であると考えていますでしょうか。

（事務局）

県民税の2つの基本方針の1つ「県民全体で森林を支える社会づくり」の推進に向けて、「森林への理解醸成に向けた発信」は大変重要と考えています。

（委員長）

それでは、「4点」は、「県民税の活用や事業実績等に加え、森林への理解醸成に向けた内容等についても発信が行われている」、「2点」は、「県民税の活用や事業実績等について発信が行われているが、さらに工夫が必要である。」とすれば、評価の際、また評価委員会資料作成の際も分かっていたかと思うので、文言の修正について検討をお願いします。

1時間以上経過しましたので一旦ここで休憩とし、14時45分に再開したいと思います。休憩後は、評価の基準などについて再度確認して、次の議題に進んでいきたいと思います。

【休憩】

（委員長）

それでは議論を再開したいと思います。

ここまで、ループリック全6項目の修正方針についてご議論いただきましたが、情報発信の「発信方法」においてペンディングとなっていた点がありますので、議論を進めていきたいと思います。

「発信方法」について、事務局の方に、評価の基準の作成意図など背景の部分をもう少し補足いただければと思います。

（事務局）

効果的な発信方法については、事業の内容やターゲットとする年代などによって違って来るかと思います。事務局としては、実情に応じた効果的な情報発信が検討され、実行されている事業を評価できればと考えていますので、項目設定の仕方を含め、ご助言いただければと思います。

（委員長）

ご質問、ご意見などございましたらお願いします。

（委員）

「発信方法」と「発信内容」に区別して評価するとすれば、複数の媒体を活用した場合評価が高くなる原案でもよいかと考えます。

(委員長)

私は、複数の媒体を活用した事業を高評価とする場合、「のぼり」と「ポスター」で複数、「Facebook」と「Instagram」で複数といった判断もできるため、実務上細かい問題が起こり得ることを懸念しています。

来年度の評価委員会に向けて、検討の時間もないことから、本日ある程度評価方法として整理できればと考えています。もし、委員の皆さまに解決策やアイデアなどがあればご提案いただきたいと思います。

(委員)

積極的な発信に関する文言を残したうえで、山中におけるのぼり、ポスターの掲示は積極的な発信とはいえないといった判断もできるかと思います。

(委員)

先ほど例示されたように、似たようなものを並べて、それで複数だから高評価となるより、全体の発信方法を見て評価を判断する方法もあるかと思います。「特に効果的な…」といった文言とした方がよいと思います。

(委員)

「複数の方法を活用するなど、特に効果的な方法で積極的な発信が行われているか。」でいかがでしょうか。

(委員長)

「発信方法」について、ただいまの案でご異論なければこの形で進めていきたいと思います。

ループリックについて全6項目の確認が終了しました。ここまでの議論で、言い残したとか、気になる部分などございましたら、お願いします。

(委員)

「2点」の評価の基準においては、「さらに工夫が必要である」と断定した文言が多く見られます。評価委員からのコメント欄で、工夫の代替案を書くことができればいいのですが、専門家ではないため難しいと考えています。「工夫が必要」と断定せず、例えば、「工夫の余地がある」といった文言にしていただけるとコメントを書きやすいと思います。

(委員)

最初の方に「有効性・有益性」や「公益性」について話題に挙がりましたが、「公益性」については、「公共性」につながるような言葉だと思っています。「公益性」は、幅広い県民へのサービスの提供といった意味合いを持っていると思いますので、ご理解いただければと思います。

(委員長)

その他ご質問、ご意見なければ、次の議題、令和８年度の評価の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

【資料４に基づき説明】

(委員長)

評価の進め方について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

【質問、意見なし】

(委員長)

それでは、議論は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。いろいろご議論いただきましてありがとうございました。

(事務局)

【事務連絡】

【閉会挨拶】

【閉会】